

平成 24 年 6 月 8 日

南海トラフ巨大地震対策協議会における 各機関等からの主な要望・意見等について

1. 確実な情報伝達体制に関して

- 地震・津波の予知及び発生した地震・津波の状況を把握するため、海底地震・津波観測網を整備する必要。

2. 津波からできるだけ短時間で円滑に避難できる方策に関して

- 地震時に避難路を遮断する踏切の運用基準や対応方法を明確にする必要。

3. 長期的視野に立ったまちづくりに関して

- 緊急輸送路確保のため、高規格幹線道路等の整備の促進が必要。
- 地下街、地下鉄等大規模地下施設からの迅速、確実な避難のために、電源の確保（冗長化・複線化等）が必要。

4. 施設整備方針の具体化に関して

- 津波避難施設等津波被害を軽減する施設設計基準、石油貯蔵施設等危険物施設における液状化対策や施設の技術基準、防油堤の整備基準等について、明確化が必要。
- 広域応援における進出部隊（警察・消防・自衛隊等）の中継地点として、高速道路休憩施設を防災拠点として整備する方針の策定が必要。

5. 広域応援体制の検討に関して

- 都道府県をまたいだ避難者の受入れ態勢を構築する必要。
- 応急救助機関の進出や救援物資の集配拠点となる総合的な防災拠点の整備が必要。
- 大規模災害時の通信基盤、医療提供体制、海外支援の受入れ体制の整備が必要。

6. 国による支援方策に関して

- 「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」などの新たな法整備を希望。

（南海トラフ巨大地震対策協議会（第1回）は、6月4日、大阪リバーサイドホテルにて開催され、136機関、169名が参加した。）

南海トラフ巨大地震対策協議会における要望・提案等について

(1) 確実な情報伝達体制に関して

番号	要望の内容及び理由
1-1	南海トラフ沿いの巨大地震により発生する津波は、千葉県でも最大9mを超え、甚大な被害が予想される。津波からの避難を迅速・確実なものとするためには、地震・津波の状況を把握するための海底地震・津波観測網の整備を要望する。特に、南関東・東京湾地域への津波の経路となる伊豆7島周辺を要望する。
1-2	東海地震に係る地震予知精度の向上及び東南海・南海地震における地震予知のための観測体制の充実・強化をしてもらいたい。

(2) 津波からできるだけ短時間で円滑に避難できる方策に関して

番号	要望の内容及び理由
2-1	今後の発生が確実視される津波災害から人命を守るため、地震時に避難路を遮断する踏切の運用基準や対応方法を明確にしてもらいたい。

(3) 長期的視野に立ったまちづくりに関して

番号	要望の内容及び理由
3-1	命の道となる緊急輸送路確保のための高規格幹線道路等の整備を促進してもらいたい。
3-2	地下街・地下鉄など大規模な地下施設は、標高の上では浸水しなくても津波により下水管などを通して浸水することが考えられる。よって、大規模地下施設には、迅速な避難のため、鉄道の最寄駅までの運行や誘導灯の点灯などが必要であり、バックアップ電源は通常の非常電源よりも大きいものが必要とされることから、電源の確保（冗長化・複線化等）が必要と 思料

(4) 施設整備方針の具体化に関して

番号	要望の内容及び理由
4-1	港湾法、漁港漁場整備法など臨海地域の施設管理に関する法律における津波避難施設を明確化してもらいたい。
4-2	津波から守る・津波による被害を軽減する施設整備（設計基準等）や財政支援等の考え方を明らかにしてもらいたい。（何mまでの津波を施設で守り、何m以上の津波を施設で軽減させ避難するか。また、施設整備に対する国の負担等はあるか。）
4-3	石油コンビナート等危険物、危険性のある物質を取り扱う企業が集中している特別防災区域は、概ね臨海部にあり津波の影響を受けやすい場所にある。東日本大震災では石油タンク等が津波による流出などの被害を受けるだけでなく、陸地の火災の一因ともなっている。石油タンクは消防法、高圧ガスタンクは高圧ガス保安法、毒劇物は毒劇物取締法で規制されるが、基準改定について現状バラバラに進行していると思料。従って、施設流失による被害の軽減という視点に立てば、できる限り歩調を合わせた形で、高圧ガス、毒劇物などを貯留する設備の耐震・津波・液状化対策等のための基準を作成してもらいたい。

4-4	石油貯蔵施設等危険物施設における地震・津波等の被害を防ぐため、液状化対策や施設の技術基準、防油堤の整備基準を示すなど早急に安全・防災対策を講じてもらいたい。
4-5	南海トラフ巨大地震が発生した場合、現地災害対策室と避難所との連携を的確に行っていくために、地方合同庁舎を活用することも念頭に置いた対策を進める必要がある。 このため、庁舎の災害対策連絡機能を維持していく上で、地下に設置している非常用電源設備の屋上等への移設や通信機能の維持等防災対策の強化が必要と考える。
4-6	東海・東南海・南海地震発生時においては、進出部隊（警察・消防・自衛隊など）に対する広域応援が必要と考えられるところ、東日本大震災時においては、被災地域以外の高速道路休憩施設が進出部隊の中継地点として活用された。被災地の救助・救援・復興を図る上で、全国ネットワークを持つ高速道路休憩施設の防災拠点としてのあり方（活用）について、国としての整備方針があれば、広域・統一的な防災拠点の整備が図られると思料することから、進出部隊を所管される省庁や関係自治体などとの意見調整を踏まえた整備方針（例えば、必要な備蓄物や最低限必要な施設整備、拠点SS化など）の策定を希望する。

(5) 広域応援体制の検討に関して

番号	要望の内容及び理由
5-1	都道府県をまたいだ避難者の受け入れ体制の構築など広域的な支援・受援体制を構築してもらいたい。
5-2	応急救助機関の進出や救援物資の集配拠点となる総合的な防災拠点の整備を促進してもらいたい。
5-3	多くの滞留者が発生することが予想される施設（空港等）に対して、ライフライン（電気、ガス、水道）の優先供給や、アクセス事業者からの情報（道路・鉄道運行の状況や復旧目標時間）提供等をしてもらいたい。
5-4	大規模災害等緊急事態に対応できる通信基盤を整備してもらいたい。
5-5	大規模災害に備えた医療提供体制を確保してもらいたい。
5-6	災害時における海外支援の円滑な受入体制を整備してもらいたい。
5-7	救援物資の運搬等災害拠点空港としての運用継続のため、航空機、ヘリコプター、復旧工事車両、緊急物資搬送用貨物車両、非常用発電機、重機、GSE車両について、燃料（ジェット燃料油、ガソリン、重油、軽油）の確保が大きな課題であり、政府の協力が必要
5-8	南海トラフにおける巨大地震に備え、現在策定作業が進められている被害想定に対し、的確に対応できる態勢を整えるため、個別に策定されている「東海地震」、「東南海・南海地震」の「対策大綱」及び「活動要領」を早期に一本化してもらいたい。
5-9	新たな被害想定に基づく地震対策大綱及び応急対策活動要領等の早期策定並びにその要領に基づく広域的な訓練の実施をしてもらいたい。

(6) 国による支援方策に関して

番号	要望の内容及び理由
6-1	既存の法体系の整理も含め、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定するなどの新たな法整備をしてもらいたい。
6-2	「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定するなどの新たな法整備をしてもらいたい。
6-3	地震・津波対策事業の効果を早期に発現させるため、大規模堤防等必要な事業の国直轄化を推進してもらいたい。
6-4	日常の様々な営みを継続しながら一定の時間をかけて高台移転を促進させる実効性のある制度を創設してもらいたい。
6-5	喫緊の課題である超広域災害への備えを進めるための防災対策関連予算の増額をしてもらいたい。
6-6	地域の実状に応じた対策を地方自治体が進めるに当たって、補助率の嵩上げや地方財政措置の充実など、地方の負担軽減をしてもらいたい。
6-7	「津波対策推進事業費補助金交付要綱」が策定されたが、補助の対象となる地方公共団体に今回の南海トラフの巨大地震モデル検討会で新たに巨大な津波が予測されると示された地方公共団体が反映されていない。 津波の予測と津波への対応・対策はセットと考えることから、新たに巨大な津波が予測されると示された地方公共団体も24年度から補助対象となるよう早急に要綱を改正してもらいたい。

「南海トラフ巨大地震対策協議会」の開催について

1 趣 旨

南海トラフで発生する巨大地震に対しては、中央防災会議の下のワーキンググループにおいて、今後、その予防、応急、復旧・復興の各対策の方向性等を検討することとしているが、こうした対策の検討に当たり、関係地方公共団体をはじめとする防災関係機関が参画するとともに、発災時にはこれらの機関が緊密かつ迅速な連携を図ることができるよう、官民の主体を幅広く集めた場を設定して平時及び非常時に備えた関係を構築することが急務である。

2 構成員

国の各府省庁（地方支分部局を含む）、関係地方公共団体、指定公共機関等（詳細については、別紙「南海トラフ巨大地震対策協議会構成」のとおり。）

3 組 織

協議会の下に、①関東ブロック、②中部ブロック、③近畿ブロック、④中国ブロック、⑤四国ブロック、⑥九州ブロックの6つのブロック協議会を開催する。

4 運 営

- (1) 全体協議会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）が処理する。
- (2) 各ブロック協議会の事務は、各ブロック内の構成都市府県で互選した都府県が処理する。

南海トラフ巨大地震対策協議会構成

府省庁	地方支分部局	関係地方公共団体	指定公共機関等
内閣官房	中部管区警察局	千葉県	(独)防災科学技術研究所
警察庁	近畿管区警察局	東京都	(独)放射線医学総合研究所
金融庁	四国管区警察局	神奈川県	(独)日本原子力研究開発機構
消費者庁	近畿管区行政評価局	山梨県	(独)国立病院機構
復興庁	近畿総合通信局	長野県	(独)農業・食品産業技術総合研究機構
総務省	中国総合通信局	岐阜県	(独)森林総合研究所
消防庁	近畿財務局	静岡県	(独)水産総合研究センター
法務省	大阪税関	愛知県	(独)土木研究所
外務省	大阪国税局	三重県	(独)建築研究所
財務省	関東農政局	滋賀県	(独)海上技術安全研究所
文部科学省	東海農政局	京都府	(独)港湾空港技術研究所
厚生労働省	近畿農政局	大阪府	(独)水資源機構
農林水産省	中国四国農政局	兵庫県	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
経済産業省	近畿経済産業局	奈良県	日本銀行
国土交通省	四国経済産業局	和歌山県	日本赤十字社
気象庁	九州産業保安監督部	岡山県	日本放送協会
国土地理院	中部近畿産業保安監督部近畿支部	広島県	東日本高速道路株式会社
海上保安庁	中部近畿産業保安監督部	山口県	首都高速道路株式会社
環境省	中国四国産業保安監督部	徳島県	中日本高速道路株式会社
防衛省	中国四国産業保安監督部四国支部	香川県	西日本高速道路株式会社
内閣府	関東東北産業保安監督部	愛媛県	阪神高速道路株式会社
計21機関	大阪管区気象台	高知県	本州四国連絡高速道路株式会社
	近畿地方測量部	福岡県	成田国際空港株式会社
	第五管区海上保安本部	熊本県	関西国際空港株式会社
	近畿地方環境事務所	大分県	中部国際空港株式会社
	中国四国地方環境事務所	宮崎県	北海道旅客鉄道株式会社
	計26機関	鹿児島県	東日本旅客鉄道株式会社
		沖縄県	東海旅客鉄道株式会社
		千葉県	西日本旅客鉄道株式会社
		横浜市	四国旅客鉄道株式会社
		川崎市	九州旅客鉄道株式会社
		相模原市	日本貨物鉄道株式会社
		静岡市	日本電信電話株式会社
		浜松市	東日本電信電話株式会社
		名古屋市	西日本電信電話株式会社
		京都市	郵便局株式会社
		大阪市	郵便事業株式会社
		堺市	日本郵政株式会社
		神戸市	東京瓦斯株式会社
		岡山市	大阪瓦斯株式会社
		広島市	東邦瓦斯株式会社
		北九州市	日本通運株式会社
		福岡市	北海道電力株式会社
		熊本市	東北電力株式会社
		計44機関	東京電力株式会社
			北陸電力株式会社
			中部電力株式会社
			関西電力株式会社
			中国電力株式会社
			四国電力株式会社
			九州電力株式会社
			沖縄電力株式会社
			電源開発株式会社
			日本原子力発電株式会社
			KDDI株式会社
			株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
			エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
			計57機関

合計148機関